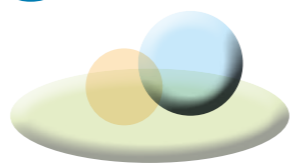


# 新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税(料)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は、申請することで保険税(料)が減免される場合があります。



	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料																						
減免対象者	(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡したまたは重い傷病を負った世帯	(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡したまたは重い傷病を負った65歳以上の方	(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡したまたは重い傷病を負った65歳以上の方																						
	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業、給与、不動産、山林に限る)が減少し、次のアからウの全てに当てはまる世帯	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業、給与、不動産、山林に限る)が減少し、次のアとイの両方に当てはまる65歳以上の方	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業、給与、不動産、山林に限る)が減少し、次のアとイの両方に当てはまる65歳以上の方																						
減免額	ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等で補償された額は除く)が、前年の当該事業収入等の額の30%以上であること イ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること ウ 世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計が400万円以下であること	ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等で補償された額は除く)が、前年の当該事業収入等の額の30%以上であること イ 世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計が400万円以下であること	ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等で補償された額は除く)が、前年の当該事業収入等の額の30%以上であること イ 世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計が400万円以下であること																						
	(1)の場合 全額減免 (2)の場合 減免の対象となる保険税(料)に次の減免割合を適用した額	(1)の場合 全額減免 (2)の場合 減免の対象となる保険税(料)に次の減免割合を適用した額	(1)の場合 全額減免 (2)の場合 減免の対象となる保険税(料)に次の減免割合を適用した額																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割	廃業・失業	10割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>200万円越</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合	200万円以下	10割	200万円越	8割	廃業・失業	10割	
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合																								
300万円以下	10割																								
400万円以下	8割																								
550万円以下	6割																								
750万円以下	4割																								
1,000万円以下	2割																								
廃業・失業	10割																								
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合																								
200万円以下	10割																								
200万円越	8割																								
廃業・失業	10割																								
対象となる保険税(料)	令和元年度分および令和2年度分の保険税(料)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されている保険税(料)																								
必要書類等	申請書と収入の減少が分かる書類(売上帳、出納帳、預金通帳、令和元年中の確定申告書の写しなど)、印鑑																								

※申請については、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税について</li> <li>後期高齢者医療保険料について</li> <li>介護保険料について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務課諸税係</li> <li>保険年金課高齢者医療係</li> <li>介護・ながいき課資格・給付係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎22-1114</li> <li>☎22-8064</li> <li>☎22-1793</li> </ul>
-------	--	---	--

## 新型コロナウイルス 年末年始の感染予防

新型コロナウイルス感染症は、今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、年末年始に急増が予想される人の交流について、分散化を図る必要があります。年末年始の感染予防について、政府分科会(令和2年10月23日)より示された感染リスクが高まる「5つの場面」および会食の際の注意点をまとめましたので、市民・事業者の皆さまはご協力をお願いします。

### ☆感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。

- ① 飲食を伴う懇親会等：回し飲みや箸などの共用に注意しましょう。
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食：大きな声での会話を控えましょう。
- ③ マスクなしでの会話：近距離での会話は特に注意しましょう。
- ④ 狭い空間での共同生活：トイレなど共用部分での感染に注意しましょう。
- ⑤ 居場所の切り替わり：休憩室や喫煙所、更衣室でも対策が緩まないようにしましょう。

☆感染リスクを下げながら会食しましょう。

- ・ 飲食をする場合は、① 少人数・短時間で② なるべく普段一緒にいる人と③ 深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。
- ・ 箸やコップは使い回さないようにする。
- ・ 座席の配置は斜め向かいに。正面や真横はなるべく避ける。
- ・ 会話をするときはなるべくマスクを着用。
- ・ 体調が悪い人は参加しない。
- ・ 「事業者版スマートライフ宣言」や「ガイドライン実践店ステッカー」を確認。

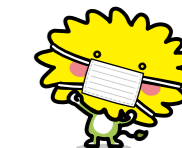
☆休暇の分散取得にご協力ください。

年末年始は、帰省や旅行が集中し、感染リスクが高まります。

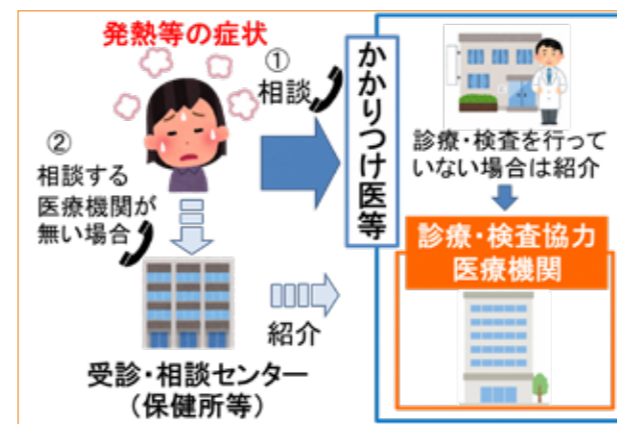
- ・ 帰省や旅行の分散にご協力をお願いします。
- ・ 事業者の皆さまには、従業員の休暇の分散取得にご協力をお願いします。

☆事業者の皆さまへお願い

- ・ 「事業者版スマートライフ宣言」や「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示をお願いします。



## 発熱等の症状がある方の「相談・受診」の方法



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者等の診察・検査を実施する医療機関を「診察・検査協力医療機関」として指定し、令和2年11月9日から運用しています。

これに伴い、今まで新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には、医療機関を受診する際に「帰国者・接触者相談センター」に相談していましたが、令和2年11月9日以降はまず身近な「かかりつけ医」に電話相談し、受診や検査の指示を受けるようにしてください。

「かかりつけ医」がなく、相談できる医療機関もない場合は、保健所に設置している「受診・相談センター」にお電話いただければ、当センターから受診可能な「診療・検査協力医療機関」をご案内します。

受診・相談センター(阿南保健所)  
☎28-9874